（投資顧問契約に係る契約締結前交付書面の記載事項）

第九十八条　［略］

２　次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合には、適用しない。

一　前項第七号の規定　相手方金融機関が次に掲げる者である場合

イ　第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この款において同じ。）を行う者（第一種少額電子募集取扱業者（同法第二十九条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。第百四条第二項第一号イにおいて同じ。）を除く。）

［ロ～ホ　略］

［二・三　略］

３　［略］

（貸付条件等の掲示等）

第百二十八条　［略］

［２～５　略］

６　金融サービス仲介業者は、準用資金業法第十四条第二項の規定による閲覧に供するときは、当該金融サービス仲介業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

７　準用資金業法第十四条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第二十五条第二項に定める場合とする。

別紙様式第７号（第140条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

金融サービス仲介業に関する報告書（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

郵便番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

主たる営業所又は事務所の所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふりがな）

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふりがな）

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人にあっては、代表者の役職氏名）

※　法人・個人の別　【法人・個人】

ウェブサイトのアドレス＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（記載上の注意）

当該金融サービス仲介業者のウェブサイトのアドレス（そのウェブサイトがない場合にあっては、その旨）を記載すること。

Ⅰ　業務の状況（共通）

［１～10　略］

（記載上の注意）

１　［略］

（投資顧問契約に係る契約締結前交付書面の記載事項）

第九十八条　［同上］

２　［同上］

一　［同上］

イ　第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この款において同じ。）を行う者（第二種少額電子募集取扱業者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第二種少額電子募集取扱業者をいう。第百四条第二項第一号イにおいて同じ。）を除く。）

［ロ～ホ　同上］

［二・三　同上］

３　［同上］

（貸付条件等の掲示）

第百二十八条　［同上］

［２～５　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

別紙様式第７号（第140条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

金融サービス仲介業に関する報告書（　年　月　日から　年　月　日まで）

年　月　日提出

郵便番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

主たる営業所又は事務所の所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふりがな）

商号又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ふりがな）

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人にあっては、代表者の役職氏名）

※　法人・個人の別　【法人・個人】

Ⅰ　［同左］

［１～10　同左］

（記載上の注意）

１　［同左］